

意見書

令和8年3月5日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

議案第1号「令和8年度事業計画（案）」及び議案第2号「令和8年度予算（案）」については、異論はない。

今後の業務運営にあたっては、以下の点について留意していただきたい。

- 1 地方公共団体において、インフラ老朽化や地域医療体制確保への対応など、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう、長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体に対して適切に貸付けを行うこと。具体的には、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラの対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に支援するとともに、金融市場環境が変化する中でも、地方公共団体の長期資金のニーズに応えること。
- 2 関税政策や地政学的な緊張を背景に経済情勢は大きく動いており、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況下においても、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。
- 3 地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、地方財政研究者や大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究を深化させ、その成果を広く発信すること。
- 4 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方公共団体の財源である地方交付税の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。

令和8年3月5日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 前田 栄治

地方公共団体金融機構
理事長 内藤 尚志 殿